

狭山ヶ丘中学校

いじめ防止基本方針



1 はじめに

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要だと考えます。その実現のために学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう体制の整備を図ってまいります。

また、全国で発生したいじめ重大事態を教訓に、いじめ撲滅に向け、以下の姿勢・考え方のもと、すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めてまいります。

2 いじめの定義・・・いじめ防止対策推進法より

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

いじめについては、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるもの」という共通の認識をもって対処します。

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要があると捉え、いじめを許容しない集団づくりを行います。

4 いじめ防止への基本的姿勢

- (1) いじめはどの子にも起こり得るとの認識に立って、未然防止に全力で取り組みます。
- (2) 教職員（担任等）、こころのふれあい相談員、スクールカウンセラー（県・市）を中心に平時より相談体制の充実を図ります。
- (3) いじめを発見したら、関係機関と連携して早期解決を図るとともに被害にあった子供に寄り添います。
- (4) いじめ問題については、あらゆる方策を講じて、未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。
- (5) 学校におけるいじめ防止等の対策を実行的に行うために、学校いじめ問題対策組織を設置し対応していきます。

5 いじめの未然防止・早期発見にむけた具体的な取り組み

- (1) 学校組織全体でいじめ防止に取り組みます。
 - ①職員研修の充実を図り、教職員の指導力向上に努めます。
 - ②こどもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインをあらゆる機会をとらえて見逃さないようにします。
 - ③自分の学級や学年、学校にも深刻ないじめ問題が起こりうるという危機感をもって取り組みます。
 - ④教師と生徒・保護者の信頼関係を大事に日々の教育活動にあたります。
 - ⑤教師の言動が（直接的、間接的問わず）いじめを生み出さないよう、日々の教育活動にあたります。

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容することが無いように
- ・教師の指導の不徹底が「いじめ」の土壌を温存させることが無いように

⑥風通しの良い職員集団づくりに努めます。

いじめの兆候が発見された場合は、一人で抱え込むことなく、直ちに情報を共有して対応に当たる職員集団づくりを行います。

⑦いじめのない集団づくり・人間関係づくり（年間を通して）の実践

「主体的・対話的で深い学び」の授業実践・行事・日常生活を通して、よりよい集団づくりと、人間関係づくりを推進します。

⑧生徒指導委員会を充実させます。

（学期1回、年間計画に位置づけて実施）

長期的な生徒指導の方向性の確認・決定（積極的生徒指導に向けて）

<参加者>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別活動主任、道徳主任、特別支援教育コーディネイター、養護教諭、心のふれあい相談員

⑨生徒指導部会を充実させます。

（週1回、時間割に位置づけて実施）

いじめ・問題行動への対応など短期的な生徒指導の方向性の確認・決定、情報交換、ルールの確認

<参加者>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、心のふれあい相談員

⑩教育相談部会を充実させます

（週1回・1時間、時間割に位置づけて実施）

情報交換、いじめ・不登校生徒・休みがちな生徒・その他特別な配慮が必要な生徒等への関わり方の検討、研修計画の検討 等

<参加者>

校長、教頭、教務主任、各学年教育相談部員、特別支援コーディネイター、養護教諭、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、

⑪教育相談、生徒指導研修会を充実させます。

（全教職員対象、年6～8回）

校内生徒指導体制の共通理解および生徒指導のスキルアップを図ります。

事例研修、生徒指導体制の確認、情報交換、スクリーニング、QUテストの分析・利用法等の研修を行います。

⑫アンケート（年2回、4月下旬・10月下旬）を実施し、教育相談週間（年4回）を設定し、生徒の声、保護者の声を大切にします。

アンケート実施後に教育相談週間を設定し、調査を基にした生徒一人一人との相談を行います。さらに、緊急性がある内容と判断した場合は、教育相談週間を待たず早急に対応します。

いじめ等の早期発見・早期対応と一人一人の寄り添う教育を推進します。

⑬いじめを把握しやすい教育相談室経営（年間を通して）をします。

生徒・保護者にとって相談しやすい相談室経営を進め、いじめの早期発見・早期対応を容易にします。

（2）人権教育を一層推進します

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な課題を解決しようとする生徒

を育成します。

- ①人権作文・人権標語に取り組み、いじめ撲滅の意識を醸成します。
- ②部落差別・拉致問題・男女共同・東日本大震災被災生徒等への様々な差別について許さない学習を推進します。

(3) 道徳教育、学級活動を充実させます

- ①特別な教科「道徳」を要とし、学校教育活動全体を通して、信頼関係の確立、心を育てる、内発的動機づけを図ります。
- ②年間を通して、計画的な道徳の時間と道徳教育を全教育活動の中で推進し、豊かな心の育成を通していじめの未然防止を図ります。
- ③生徒一人一人に寄り添った指導を心掛け、学活等でタイムリーな指導ができるようにします。
- ④薬物乱用防止教室（2年生対象、7月実施）・非行防止教室（1年生対象、7月実施）などを実施し、善悪の判断を身に付けさせるとともに、断り方などの対処法を身に付けさせます。

(4) 学校教育目標『自立と共生』を目指した効果的な学校行事を実践します。
学年に応じた取り組みを通して、よりよい人間関係集団づくりを行います。

1年生…自分たちの力で成功させることができるように、基本的事項を教え、実践させる時期と考えて指導します。

2年生…1年次の経験を生かして、自治力の向上を図る時期と考えて指導します。

3年生…より良い集団・学校を実現するために発想力と実行力で見本となる行動がとれるようになる時期と考えて指導します。

(5) 小中連携委員会による異校種間連携をさらに推進します。

いわゆる中1ギャップへの対応や学区小学校との指導の連携を図るために合同研修を実施します。

また、小学生を中学校に招いての授業、部活動体験、出前授業等を実施して、中学校をより身近な存在となるよう努力します。

<参加者> 狭山ヶ丘中学校区小・中学校教員・児童・生徒

(6) 家庭・地域との連携を推進します。

学校が核となり、保護者・地域とともに生徒を育てる環境を醸成します。

- ①保護者の役割を積極的に啓発していきます。
 - ・家庭で規範意識を養うことに努める
 - ・保護者は適切に子をいじめから保護する
 - ・家庭内で悩み等を抱え込むことなく学校等関係機関に相談し対応していく
- ②地域ボランティアに生徒・教職員が参加します。
落ち葉掃き・駅前花壇整備・お祭りボランティア・福祉関係施設ボランティア・地域清掃・登校時通学路クリーン作戦・あいさつ運動等
- ③地域の方から学びます。
職場体験・高等学校説明会・環境整備作業等
- ④安心安全な学校と地域づくり推進支部会議の実施（年2回）

＜参加者＞

市教育委員会、地区防犯協会、交通安全協会、警察、自治会長、民生児童委員、保護司、学区内小中学校教員・PTA 役員等

⑤民生委員との情報交換会（年1回、2月実施）、

＜参加者＞ 地区民生児童委員、中学校教員

⑥地域懇談会（年1回、7月実施）※実施？

＜参加者＞

地区防犯協会、交通安全協会、中学校教員・PTA 役員、保護者等

⑦学校区内パトロール（年5回、夏季休業日等に実施）

＜参加者＞

地区防犯協会、交通安全協会、中学校教員・PTA 役員、保護者等

（7）関係機関と連携します。

いじめの原因はさまざまであると捉え、所沢市教育委員会、所沢市教育センター、子ども相談センター、児童相談所、警察、その他福祉関連機関等との情報共有を積極的にいき、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めます。

（8）生徒会を中心とした主体的な活動を促します。

生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。

11月を「いじめ撲滅強調月間」として生徒会を中心としていじめ撲滅に取り組みます。

（9）情報モラル教育を充実させます。（ネットいじめ、ネットトラブル防止に向けて）

①生徒への指導

（被害者・加害者となるのを未然に防ぐために、同時に被害発生時の対処）

技術家庭科の授業や非行防止教室等で情報活用や情報モラルについて指導します。

「ネットいじめ」についても特別活動での指導をはじめ、早期発見と早期対応の為に生徒、保護者、地域、関係機関からの情報提供・共有をいち早くできるように努めます。一人一台配布されているタブレット端末は、適切に利用できるよう使用上の約束等を学校と家庭が確認し、継続的に指導していきます。

②保護者への啓発

スマートフォンの使用（SNSの使用等）やフィルタリングの利用等について保護者会などの機会を活用して啓発を行っていきます。特に1年生の保護者には、年度当初の保護者会にて広報し、家庭での約束事を作れるように働きかけます。

6 早期解決に向けた具体的な取り組み

～いじめの解消について～

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行わ

れるものも含む)が止んでいる状態が少なくとも3カ月以上経過していることを目安とします。

ただし、いじめの被害の重要性からさらに長期間必要であるとの判断がされる場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人の予備保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認~~いた~~します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行いたします。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまでも一つの段階にすぎず「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

<具体的な取り組み>

- (1) 担任・顧問だけでなく、学年職員・生徒指導部会・教育相談部会等が関わり、組織的に解決を図ります。学校いじめ問題対策組織
- (2) いじめられている子供への支援
本人のプライドを傷つけず、共感的な姿勢で問題解決に取り組みます。また、日頃より温かい言葉かけで信頼関係を築きます。
- (3) いじめている子への指導
いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせるよう指導します。いじめの内容によっては、警察等と連携して解決を図ります。
- (4) 周りではやし立てている子供への対応
はやし立てることについて、被害者の気持ちになって考えさせることによって、いじめ行為と同じであることを理解させ、周りの環境改善を図ります。
- (5) 見て見ぬふりをする子供への対応
いじめは他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせるよう指導します。また、傍観はいじめ行為への加担と同じであることを理解させ、周りの環境改善を図ります。
- (6) 学級全体への対応
次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努めます。

- ・話し合いなどを通して、いじめについて考えさせます。
- ・見て見ぬふりはいじめであることを共通理解させます。
- ・自らの意志で行動できるように全教育活動を通じて指導します。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示します。
- ・教科の道德の充実を図り、生徒の心を育てます。
- ・行事等の特別活動を通じて、望ましい人間関係の醸成と心を育てます。

(7) いじめの解消の見届け

いじめは、単なる謝罪をもって完全解消とはとらえず、いじめが「解消している状態」とは、①いじめの行為が相当な期間止んでいること（3ヶ月を目安）②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。を念頭に置きます。さらに、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員・保護者が協力して日常的に注意深く観察し連絡を取り合います。

(8) 家庭、関係機関と連携した対応

家庭内で悩み等を抱え込むことなく、学校等関係機関に相談し対応していきます。

7 重大事態への具体的な取り組み

(1) 重大事態とは ～いじめ防止対策推進法 第28条より～

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に着手する必要がある。

※生徒化や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態への対応

「重大事態の対応」については、所沢市いじめ防止基本方針に沿って行います

- ① 重大事態として対応する事案は、速やかに教育委員会に報告し、指導を受けながら対応します。
- ② 校内いじめ問題調査組織を設置して、調査を実施し、客観的事実を明確にします。また、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応します。
- ③ 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の判断によ

り、迅速に調査に着手します。

- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供をします。

※調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報的今日にあたっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供します。

- ⑤ ②以外でも、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

- ⑥ 調査結果については、所沢市教育委員会に報告します。